



北海道看護職員養成確保 修学資金貸付の手引

【令和3年度 新制度による新規貸付】

北 海 道

修学資金を借りている皆さんへ

(必ず読んでください)

- 令和3年度より、新制度による就学資金貸付が始まりました。返還を免除される対象施設や貸付金額等、大幅に変更されましたので、旧制度と混同しないようご注意ください。
この手引きは新制度での貸付金に関するものですので、令和2年度までに借入を行った方は、旧制度の「北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付の手引」又は「北海道看護職員養成修学資金貸付の手引」をご覧ください。
- この手引きは、①修学資金の貸付の条件、②借り受けている在学中の手続き、③卒業後に貸付金の返還が免除されるまで、又は、貸付金を返還するまでの手続きについて記載してありますので、**大切に保管して活用してください。**
- 修学資金を借り受けた皆さんは、卒業後に次の届出及び毎年の報告を義務付けられています。
諸手続きは、期日を必ず守ってください。手続きがなされず、借受者本人とも連絡がつかない場合は、連帯保証人又は養成施設等に連絡させていただきます。
また、必要な手続きがなされない場合、修学資金を返還していただく場合があります。

(卒業後の手続き)

- ・ **業務従事届（卒業した年に提出する）**
提出する様式は、23頁にあります。印刷して使ってください。
これは卒業後、修学資金の返還が免除される施設に就業したことを確認するための手続きです。
資格試験合格後に、できるだけ早く免許証の申請手続きを行ってください。
修学資金の返還が免除される施設に就業したときは、**免許の交付を受けた後**、すみやかに、「業務従事届」と「免許証の写し」を送付してください（就業施設長の証明が必要です）
- ・ **看護業務従事状況報告書（卒業した年の翌年から毎年提出する）**
提出する様式は、14頁にあります。印刷して使ってください。
修学資金の返還が免除される施設に、決められた期間、就業し続けていることを確認するための手続きです。この報告書の就業期間を通算して、免除基準年数以上になると返還が免除されます。**未提出の場合は返還は免除されない**ので注意してください。
毎年4月15日までに、前年度の就業状況を記載し送付してください（就業施設長の証明が必要です）。

- 皆さんが借り受けた修学資金の目的や返還免除については、次のとおりですが、詳しくはこの手引きの中に記載してありますので、確認してください。
 - ・ 貸付制度の目的
この貸付制度は、看護職員養成施設に在学する者で、将来道内において看護職員の業務に従事しようとするものに対し、その修学に必要な資金を貸し付けることにより、道内における看護職員の養成及び確保を図ることを目的としています。
 - ・ 貸付金の返還の免除について
貸付をした修学資金は、卒業後1年以内に免許を取得し、定められた施設に定められた期間従事した場合に返還が免除されます。免除の要件は1頁を参照してください。
要件に合わない場合は、返還していただくことになります。

- ・ 詳しくは下記にお尋ねください。

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
代表電話 011-231-4111 内線 25-364

修学資金借受内容メモ

(覚え書きとして活用してください)

本籍地 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____

養 成 施 設 名			課 程
修学資金の種別	一 般	保健師・助産師・看護師・准看護師	
	特 別	助産師・看護師	
	指 定	助産師・看護師	
修 学 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (か月)		
借 受 金 額	一 般	円 (月額 円)	
	特 別	円 (月額 円)	
	指 定	円 (月額 円)	
連 帯 保 証 人	住 所		
	氏 名		
以前に借り受けた 北海道からの 修学資金	養成施設	課程 種別	
	期 間	年 月 日～ 年 月 日 (か月)	
	金 額	円 (月額 円)	
看護業務開始 (免許登録年月日から)	施設名		
	年 月 日	年 月 日 開始	
返還免除予定年月日	年 月 日		
その他届出事項			

目 次

	(頁)
I 修学資金貸付制度の手続きについて	1～7
1 一般修学資金貸付制度の目的	1
2 一般修学資金の返還が免除される就業施設と就業期間	1
3 特別修学資金貸付制度の目的	1
4 特別修学資金の返還が免除される就業施設と就業期間	1～2
5 指定就学資金貸付制度の目的	2
6 特別修学資金の返還が免除される就業施設と就業期間	2
7 貸付期間中（在学中）及び卒業後就業してからの手続き	2～3
8 変更事項（氏名・就業場所の変更等）があった場合の手続き	3～4
9 貸付金の返還が免除される就業期間に達した場合の手続き	4
10 貸付金の返還が免除される就業期間に達しない場合の手続き	5～6
(1) 貸付金の一部を返還する場合	5
(2) 貸付金の全額を返還する場合	5～6
11 違約金の計算方法	6
12 返還金及び違約金の納入方法	6
13 よくある質問.....	6～7
14 書類の提出先及び問い合わせ先について	7
II 各手続きで提出する書類の様式	8～28
III 関係条例及び規則	29～42
○ 北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例	30～38
○ 北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則	39～42

I 修学資金貸付制度の手続きについて

1 一般修学資金貸付制度の目的

この修学資金は、条例及び規則に基づき、看護職員になるため養成施設に在学し、将来道内において条例及び規則に定める施設等で看護職員として業務に従事しようとする者に対し、その修学に必要な資金を貸付けるものです。

したがって、貸付を受けた者は、条例及び施行規則に定められた事項に従わなければなりません。

次のとおり申請、届出等必要な手続き事項がありますので、該当する事例が生じた場合は直ちに手続きをしてください。

2 一般修学資金の返還が免除される就業施設と就業期間

(1) 保健師・助産師・看護師・准看護師修学資金

養成施設を卒業した日から1年以内に、次の道内の特定施設等において看護業務（保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務をいう。以下同じ。）に従事した場合に、引き続き貸付期間の1.5倍の年数（小数点以下切上げ）就業したときは貸付金の返還が免除されます。なお、要件を満たさない場合は、貸付金を返還していただくこととなります。

施設区分	免許区分	対 象 施 設
特定施設 (道内)	保健師	○ 人口5万人未満の市町村及び道立保健所 ※保健師としての業務に限る
	助産師	○ 道内の病院その他の施設 ※特定の場合を除き、助産師としての業務に限る
	看護師又は 准看護師	○ 以下のいずれかを満たす施設 ① 医療法の規定に基づき許可を受けた病床が400床未満の病院 ※札幌市・旭川市・函館市に所在する病院を除く ② 医療法に規定する診療所 ③ 介護保険法に規定する訪問看護事業所または介護予防訪問看護事業所 ④ 介護保険法に規定する介護老人保健施設 ⑤ 介護保険法に規定する介護老人福祉施設 ⑥ 介護保険法に規定する介護医療院

3 特別修学資金貸付制度の目的

この貸付制度は、北海道における看護職員の充足を図るため、将来特定病院において看護業務に従事しようとする助産師又は看護師養成施設の学生に対し、その修学に必要な資金を貸付けるものです。

4 特別修学資金の返還が免除される就業施設と就業期間

養成施設を卒業し、免許取得後速やかに、次の特定病院において看護業務（助産師、看護師の業務）に従事した場合において、引き続き貸付期間の1.5倍の年数（小数点以下切上げ）就業したときは貸付金の返済が免除されます。なお、要件を満たさない場合は、貸付金を返還していただくこととなります。

免許区分	特 定 病 院
助産師 看護師	北海道立江差病院、JA北海道厚生連倶知安厚生病院、深川市立病院、苫小牧市立病院、総合病院浦河赤十字病院、名寄市立総合病院、北海道社会事業協会富良野病院、北海道立羽幌病院、留萌市立病院、JA北海道厚生連網走厚生病院、広域紋別病院、JA北海道厚生連遠軽厚生病院、市立根室病院、町立中標津病院

※ 特別修学資金と一般修学資金を借りた場合に、特定病院でない一般修学資金の返還免除対象施設に就業した場合、特別修学資金のみ返還となります。

5 指定修学資金貸付制度の目的

この貸付制度は、北海道における看護職員の充足を図るため、将来指定特定病院において看護業務に従事しようとする助産師又は看護師養成施設の学生に対し、その修学に必要な資金を貸付けるものです。

6 指定修学資金の返還が免除される就業施設と就業期間

養成施設を卒業し、免許取得後速やかに、次の指定特定病院において看護業務（助産師、看護師の業務）に従事した場合において、引き続き貸付期間の1.5倍の年数（小数点以下切上げ）就業したときは貸付金の返済が免除されます。なお、要件を満たさない場合は、貸付金を返還していただくことになります。

免許区分	指 定 特 定 病 院
助産師 看護師	J A 北海道厚生連網走厚生病院、広域紋別病院、 J A 北海道厚生連遠軽厚生病院

※ 指定修学資金、特別修学資金及び一般修学資金を借りた場合に、指定特定病院でない特別修学資金の返還免除対象施設に就業した場合、指定修学資金のみ返還となります。また、特定病院でない一般修学資金の返還免除対象施設に就業した場合、指定修学資金及び特別修学資金の返還となります。

7 貸付期間中（在学中）及び卒業後就業してからの手続き

区 分	事 例	提 出 書 類	添 付 書 類
在 学 中	・ 修学資金の貸付申請をするとき ①初年度（新規貸付） 申請時期：5～6月頃 ②次年度以降（継続貸付） 申請時期：2～3月頃	・ 修学資金貸付申請書	①養成施設長の推薦書 ②誓約書 （ただし継続貸付の場合 は不要） ③身上申告書 ④住民票 （本籍・筆頭者を省略し ないもの）
在 学 中	・ 毎年度、貸付が終了したとき	・ 修学資金借用証書 8頁	※修学資金借用証書に は、収入印紙を貼付
卒 業 後	・ 養成施設を卒業したとき	・ 卒業届 19、20頁	※左記の届出は、養成施設から一括したものを提出する場合は不要
	・ 卒業後に進学し、進学した養成施設を卒業したとき	・ 卒業届 19、20頁	
	・ 免許取得後（免許登録日以降をいう。以下同じ）、業務に従事しはじめたとき	・ 業務従事届 23頁 ※所属長の証明印のあるもの	・ 免許証の写し

卒業後	4月15日まで	<ul style="list-style-type: none"> 免許取得後の就業期間が貸付年数の1.5倍（小数点以下切上げ）に達するまで、毎年4月15日までに前年度分の従事状況を報告する。 ただし、最終報告は上記の就業期間に達した時点で、直ちに報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 看護業務従事状況報告書 14頁 ※所属長の証明印のあるもの ※提出しない場合は貸付金が免除されないので注意。 	
	翌年度以降毎年			

8 変更事項（氏名・就業場所の変更等）があった場合の手続き

次のことについて変更があったときは、速やかに届け出てください。

区分	事 例	提 出 書 類	添 付 書 類
共通	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、住所等を変更したとき 連帯保証人の氏名、住所等に変更があったとき 	<ul style="list-style-type: none"> 借受者・連帯保証人住所・氏名・本籍変更届 22頁 	<ul style="list-style-type: none"> 住民票（氏名変更時も要提出）
在学中	<ul style="list-style-type: none"> 修学資金の貸付を辞退するとき 	<ul style="list-style-type: none"> ① 修学資金辞退届 26頁 ② 返還明細書 10頁（在学期間中で返還債務の猶予を希望するときは、返還債務の履行猶予申請書17頁も提出） ③ 修学資金借用証書（当該年度分） 8頁 	<ul style="list-style-type: none"> ※貸付を辞退したときは、全額返還となる ただし、在学期間中は返還債務の猶予を行うことができる（5頁参照）
在学中	<ul style="list-style-type: none"> 休学（復学）したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 休学（復学）届 27頁 	<ul style="list-style-type: none"> ※休学中は貸付を停止し、復学後は貸付を再開するが、復学した年度中は貸付停止後、貸付しなかった分のみの貸付を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 退学したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ① 退学届 27頁 ② 修学資金借用証書 8頁 ③ 返還明細書 10頁 	<ul style="list-style-type: none"> ※退学の時点から、貸付金の返還義務が発生する。
	<ul style="list-style-type: none"> 本人が死亡したとき 	「借受者死亡の場合」の項（5頁）を参照	
卒業後	<ul style="list-style-type: none"> 道内の保健師、助産師、看護師養成施設へ進学したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 進学届 20頁 	<ul style="list-style-type: none"> 在学証明書
	<ul style="list-style-type: none"> 道外の保健師、助産師、看護師養成施設へ進学したとき（養護教員課程は猶予の対象外） 	<ul style="list-style-type: none"> 進学届 20頁 	<ul style="list-style-type: none"> ① 在学証明書 ② 誓約書（様式任意。連帯保証人と連署し、道内就業を誓約したもの）

卒業後			③ 道外の修学資金を借り受けていない旨の学校長の証明書 ④ 道外の養成所へ進学した理由書
	・就業先を変更したとき	・従事先変更届 25 頁	・看護業務従事状況報告書（変更前のもの） 14 頁 ※未提出の場合は返還免除対象期間に含めません。
	・疾病等により看護業務を中断するとき	・返還債務の履行猶予申請書 17 頁	・診断書等証明できる書類（ただし、1 年以内に復職することが条件）
	・産休・育休のため、看護業務を中断するとき	・返還債務の履行猶予申請書 17 頁	・母子手帳の表紙のコピー（氏名が分かるようにコピーすること）
	・看護業務に従事する期間中に当該業務上の事由で死亡し、又は当該業務に起因する心身上の故障のため業務を継続できなくなったとき	・返還金減免申請書 18 頁	① 死亡又は心身上の故障の事由を記載した書面 ② 死亡の場合は死亡診断書の写し、心身上の故障の場合は診断書等証明できる書類
	・上記以外の事由で本人が死亡したとき	「借受者死亡の場合」の項（5 頁）を参照	

9 貸付金の返還が免除される就業期間に達した場合の手続き

事 例	提 出 書 類
<p>・免許取得後、条例・規則に定める道内の特定施設等において勤務し、就業期間が引き続き貸付期間の 1.5 倍（小数点以下切上げ）の年数に達したとき</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;">就業期間が返還免除の基準に達したとしても、合計の就業期間が確認できる看護業務従事状況報告書、返還金減免申請書の提出がない場合は貸付金の返還免除はできません。</p>	<p>①返還金減免申請書 18 頁</p> <p>②最終の看護業務従事状況報告書 14 頁</p>

10 貸付金の返還が免除される就業期間に達しない場合の手続き

(1) 貸付金の一部を返還する場合

事 例	提 出 書 類	備 考
・ 免許取得後、条例・規則に定める道内の特定施設等において就業した期間が、修学資金の貸付を受けた期間以上就業し、退職したとき	①返還金減免申請書 18 頁 ②返還明細書 10 頁 ③退職証明書（任意の様式で、就業先から証明を受ける） ④看護業務従事状況報告書 14 頁	一部免除額 = $\left(\frac{\text{特定施設等の就業月数}}{\text{貸付月数} \times 5 / 2} \right) \times \text{貸付金}$ （注）貸付月数 24 か月未満は 24 か月とする 一部返還額 = 貸付金 - 一部免除額 ・ 返還方法 退職した月の翌月から開始し、1年以内で月賦又は半年賦の均等払いで返還する。 なお、一括返還も可能

なお、看護業務上の事由以外で借受者本人が死亡した場合は、連帯保証人等が次の書類を提出してください。

事 例	提 出 書 類	添 付 書 類
貸付金の免除の場合	・ 返還金減免申請書 18 頁	①死亡の事由を記載した書面 ②死亡診断書の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本
貸付金の一部返還の場合	・ 返還金減免申請書 18 頁 ・ 返還明細書 10 頁	
貸付金の全額返還の場合	・ 返還明細書 10 頁	

(2) 貸付金の全額を返還する場合

事 例	提 出 書 類	返 還 期 間 等
・ 退学したとき	①退学届 28 頁 ②返還明細書 10 頁 ③修学資金借用証書（当該年度分） 8 頁	・ 退学した月の翌月から返還を開始し、1年以内に完了する
・ 修学資金の貸付を辞退するとき	①修学資金辞退届 24 頁 ②返還明細書 10 頁 ③修学資金借用証書（当該年度分） 8 頁	・ 辞退した月の翌月から返還を開始し、1年以内に完了する なお、在学期間中は返還債務の猶予を行うことができる
・ 卒業後 1 年以内に免許を取得できなかったとき	・ 返還明細書（備考欄に免許不取得と明記） 10 頁	・ 卒業した年の翌年 4 月から返還を開始し、1年以内に完了する
・ 免許取得後、道内の特定施設等で就業しないとき	・ 返還明細書（備考欄に未就業と明記し、就業先の名称を記入） 10 頁	・ 卒業した年の翌年から返還を開始し、以下上記に同じ
・ 免許取得後、道内の特定施設等で就業せず道外に転出したとき	・ 返還明細書（備考欄に道外転出と明記） 10 頁	・ 転出した月の翌月から返還を開始し、以下上記に同じ

<p>・免許取得後、道内の特定施設等での就業期間が修学資金の貸付を受けた期間未満で退職したとき</p> <p>（4年貸付者 業務従事4年未満のとき 3年貸付者 業務従事3年未満のとき 2年貸付者 業務従事2年未満のとき 1年貸付者 業務従事1年未満のとき）</p>	<p>① 返還明細書 10頁 ② 看護業務従事状況報告書 14頁 ③ 退職証明書（任意の様式で就業先から証明を受ける）</p>	<p>・退職した月の翌月から返還を開始し、以下上記に同じ</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------	----------------------------------

※ 返還方法

1年間で毎月又は半年ごとの均等払いで返還する。
なお、一括返還も可能。

1.1 違約金の計算方法

返還期限内に返還を納入しないときは、違約金（年利14.5%）が生じます。

$$\text{違約金} = \text{返還金} \times 0.145 \times \frac{\text{滞納日数}}{365 \text{日}}$$

1.2 返還金及び違約金の納入方法

(1) 返還金

返還関係書類の提出後、「納入通知書」を送付しますので、これにより納入（銀行又は郵便局へ振込）してください。

(2) 違約金

返還金を滞納した場合、返還金納入後、滞納日数より計算した違約金の「納入通知書」を送付しますので、これにより納入（銀行又は郵便局へ振込）してください。

※ 道外の金融機関で納入する場合は、都市銀行のみ振込を受け付けています。

1.3 よくある質問

貸付金の返還について

Q 1 貸付金を返還しなければならない場合には、どのようなものがあるのか？

A 1 主なものとしては、以下のものなどがあります。就業先が免除対象かどうか不明な場合には、就業を決める前に、看護政策係にご確認ください。

- ① 養成所を途中で退学した場合
- ② 卒業後、免除対象の施設に就職しなかった場合
- ③ 道外へ転出した場合

等となっています。

なお、北海道ホームページ内、保健福祉部地域医療推進局医務薬務課医務薬務系のページに「**北海道の医療機関名簿**」

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/iry/iryoukikanmeibo.htm>) がありますので、病床数等については、こちらを参考にしてください。

Q 2 養成施設を退学したときや免除対象外の施設に就業したときなど、貸付金が返還となった場合には、すぐに全額を返還しなければならないのか？

A 2 貸付金の返還にあたっては、返還となる事由が発生した翌月から、1年以内に、毎月若しくは半年毎の均等払い、又は一括払いの方法で返還することとなります。複数年借入れをしていても、借入総額を1年以内に返還することになりますので、この点にご留意ください。

なお、返還を開始した後は、「その返還期限までに返還金の全部又は一部を支払わなかった場合には、その未納額につき年14.5パーセントの割合をもって返還期限の翌日から支払の日までの日数によって計算した違約金を道に納入しなければならない（条例第11条）」となっておりますので、注意してください。

Q 3 返還にあたっては、納入通知書以外に返還の方法はないのか？

A 3 納入通知書により返還することとしています。

14 書類の提出先及び問い合わせ先について

書類の提出先及び問い合わせ先は次のとおりです。

なお、各様式については、必要な都度、印刷して使用してください。

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係

代表電話 011-231-4111 内線 25-364

II 各手続きで提出する書類の様式

別記第4号様式（第9条関係）

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">修 学 資 金 借 用 証 書</p>		<p style="font-size: 12px; margin: 0;">収入印紙貼付欄 (消印不要)</p>
<p>次のとおり借用しました。 ついては、北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例及び同条例施行規則の定めるところに従い、誠実に相違なく返済します。</p>		
		<p>年 月 日</p>
<p>北海道知事 様</p>		
<p>借 受 者</p>		<p>〒 ー</p>
<p style="padding-left: 100px;">住 所</p>		
<p style="padding-left: 100px;">氏 名</p>		<p>Ⓜ</p>
<p>連帯保証人</p>		<p>〒 ー</p>
<p style="padding-left: 100px;">住 所</p>		
<p style="padding-left: 100px;">氏 名</p>		<p>Ⓜ</p>
<p>借受金額 ・期間</p>	<p>円</p>	
	<p>ただし、</p>	<p>年 月から</p>
<p>月額</p>	<p>円として</p>	<p>年 月まで</p>
<p>備 考</p>	<p>貸付停止期間 年 月 から 年 月まで</p> <p style="font-size: 10px;">注 貸付けが停止された期間がある場合のみ記載すること</p>	

(R3 新制度)

【記入例】

別記第4号様式（第9条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">修学資金借用証書</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">収入印紙貼付欄</div>
<p>次のとおり借用しました。 ついては、北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例及び同条例施行規則の定めるところに従い、誠実に相違なく返済します。</p>		
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">記入日を記入してください</div>		
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">2022年 4月 1日</p>		
北海道知事 様	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px; margin-bottom: 5px;">借りた方の住所・氏名を記載し、捺印してください</div>	
<p style="text-align: right; margin: 0;">借受者 住所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁MS6号</p>		
<p style="text-align: right; margin: 0;">氏名 北海 花子 (印)</p>		
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px; margin-bottom: 5px;">保証人の方の住所・氏名、を記載し、捺印してください</div>		
<p style="text-align: right; margin: 0;">連帯保証人 住所 〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎</p>		
<p style="text-align: right; margin: 0;">氏名 北海 太郎 (印)</p>		
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px; margin-bottom: 5px;">1年間に借りた金額を記載してください</div>		
借受金額	<p style="text-align: right; margin: 0; font-size: 1.2em;">432,000 円</p>	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px; margin-bottom: 5px;">借受期間及び月額を記載してください</div>		
<p>ただし、 分 月額36,000円として 2021年 4月から 12ヶ月 2022年 3月まで</p>		
備考	<p>貸付停止期間 年 月 から 年 月 まで</p> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 5px;">注 貸付けが停止された期間がある場合のみ記載すること</p>	

別記第5号様式（第10条関係）

返 還 明 細 書							
年 月 日							
北海道知事 様							
〒 ー							
借受者 住 所							
氏 名							
生年月日 年 月 日							
電話番号							
<p>次のとおり修学資金を返還したいので、北海道看護職員養成確保修学資金貸付 条例施行規則第10条第1項の規定により提出します。</p>							
借受金額	<p style="text-align: right;">円</p> <p>ただし、 月額 円として 年 月 日から 月分 年 月 日まで</p>						
返還期間	<p>年 月 日から 年 月 月間 年 月 日まで</p>						
返還方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">種 別</td> <td style="padding: 5px;">分割払い（毎月） ・ 分割払い（半年） ・ 一括払い</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">支 払 月</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1 回 の 返還金額</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">円</td> </tr> </table>	種 別	分割払い（毎月） ・ 分割払い（半年） ・ 一括払い	支 払 月		1 回 の 返還金額	円
	種 別	分割払い（毎月） ・ 分割払い（半年） ・ 一括払い					
	支 払 月						
1 回 の 返還金額	円						
返還理由							

- 注1 借受時以降に改姓した場合は、（ ）書きで旧姓を記載すること。
 2 返還方法の種別欄は、いずれかを○で囲うこと。
 3 返還理由は詳細に記載すること。

(R3 新制度)

【記入例】

別記第5号様式（第10条関係）

返 還 明 細 書		
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">記入日を記入してください</div> 2022年 4月 1日		
北海道知事 様	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">借りた方の現住所・氏名、電話番号、生年月日を記載してください</div> 借受者 住 所 〒 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁MS6号 氏 名 北海 花子 (石狩) ※注1 生年月日 1990年 1月 1日 生 電話番号 (080) 〇〇〇〇-〇〇〇〇	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">一般、特別、指定で複数借りている場合、全て記載してください</div>	次のとおり 一般 修学資金を返還したいので、北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則第10条第1項の規定により提出します。	
借受金額	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">修学資金として借りた合計金額、借りていた期間、月数及び月額を記載してください</div> 1,296,000 円 ただし、 2019年 4月 1日 から 36 ヶ月分 月額 36,000 円として 2022年 3月 31日 まで	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">返還する期間を記載してください。1年以内での記載となります</div>	2022年 4月 1日 から 1年 月間 2023年 3月 31日 まで	
返還方法	種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 分割払い（毎月） ・ <input type="checkbox"/> 分割払い（半年） ・ <input type="checkbox"/> 一括払い ※注2
	支 払 月	※毎月払の場合 <input type="checkbox"/> 記載不要 ※半年払の場合 <input type="checkbox"/> 支払い月（7月と12月など）を記載 ※一括払の場合 <input type="checkbox"/> 支払月を記載
	1 回 の 払 込 金 額	108,000円 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 10px;">一回の払込金額を記載してください。返還期間内で返還が完了する金額を設定してください</div>
返還理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退学 ・ 免許不取得 ・ 未就業（〇〇〇〇病院就業） <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">就業先を記載してください</div> ・ 道外転出 等 ※注3 	

注1 借受時以降に改姓した場合は、（ ）書きで旧姓を記載すること。

注2 返還方法の種別欄は、いずれかを ○ で囲うこと。

注3 返還理由は詳細に記載すること。

別記第6号様式（第10条関係）

返 還 方 法 変 更 申 請 書	
年 月 日	
北海道知事 様	
〒 ー	
借受者 住 所	
氏 名	
生年月日 年 月 日	
電話番号	
次のとおり修学資金の返還方法を変更したいので、北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則第10条第2項の規定により申請します。	
未返還額	円
返還期間	年 月 日から 年 月 日 年 月 日まで
変更後の返還方法	種 別 分割払い（毎月） ・ 分割払い（半年） ・ 一括払い
	支 払 月
	一 回 の 払 込 金 額
返還方法を変更する理由	
備 考	

- 注1 借受時以降に改姓した場合は、（ ）書きで旧姓を記載すること。
 2 変更後の返還方法の種別欄は、いずれかを○で囲うこと。
 3 返還方法を変更する理由は詳細に記載すること。

【記入例】

別記第6号様式（第10条関係）

返還方法変更申請書	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">記入日を記入してください</div> 2022年 7月 1日	
北海道知事 様	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">借りた方の現住所・氏名、電話番号、生年月日を記載してください</div> 申請者 住 所 〒 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁MS6号 氏 名 北海 花子 (石狩) ※注1 生年月日 1990年 4月 1日 生 電話番号 (080) 〇〇〇〇-〇〇〇〇
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">一般、特別、指定で複数借りている場合、全て記載してください</div>	
次のとおり 一般 修学資金の返還方法を変更したいので、北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則第10条第2項の規定により申請します。	
未返還額	1,152,000 円 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">返還金額の残高を記載してください</div>
返還期間	2022年 8月 1日 から 年 1 月間 2022年 8月 1日 まで
返還方法	種 別 分割払い（毎月） ・ 分割払い（半年） ・ <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">一括払い</div> ※注2
	支 払 月 <small>※毎月払の場合 記載不要</small> <small>※半年払の場合 支払う月（7月と12月など）を記載</small> <small>※一括払の場合 支払月を記載</small> <div style="text-align: right;">8月</div>
	一 回 の 払 込 金 額 1,152,000 円 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">変更希望金額を記入してください</div>
返還方法を変更する理由	一括払いでの支払が可能となったため <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">変更理由を記載してください</div> ※経済的な理由で一回の払込金額の減額を希望する場合、現在の所得を証明できるものを添付してください（例：源泉徴収票・給与明細書のコピーなど）
備 考	

注1 借受時以降に改姓した場合は、（ ）書きで旧姓を記載すること。

2 返還方法の種別欄は、いずれかを○で囲うこと。

3 返還方法を変更する理由は詳細に記載すること。

別記第7号様式（第12条関係）

<p>看護業務従事状況報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北海道知事 様</p> <p style="text-align: center;">〒 ー</p> <p style="text-align: center;">借受者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">生年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>次のとおり北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則第12条の規定により、看護業務従事状況について、報告します。</p>		
就 業 施 設	名 称	
	所在地	
業 務 内 容		
就 業 期 間	<p>年 月 日 から 年 月 日まで</p> <p>（ 中断期間 年 月 日から 年 月 日まで ）</p> <p>中断理由</p>	
就業事実の証明	<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">就業施設の長 印</p>	

- 注1 借受時以降に改姓した場合は、（ ）書きで旧姓を記載すること。
 2 中断期間がある場合は、就業期間欄に中断期間を記載すること。

【記入例】

別記第7号様式（第12条関係）

<p>看護業務従事状況報告書</p> <p style="text-align: right;">記入日を記入してください 2025年 4月 1日</p>					
北海道知事 様	<p>借りた方の住所・氏名、電話番号を記載してください</p> <p>借受者 住 所 〒080-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁MS6号</p> <p>氏 名 北海 花子 (石狩)</p> <p>生年月日 1990年 4月 1日 生 電話番号 (080) 〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>				
<p>次のとおり北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則第12条の規定により、看護業務従事状況について、報告します。</p>					
就 業 施 設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">名 称</td> <td style="padding: 5px;">〇〇〇〇病院 就業先を記載してください</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td style="padding: 5px;">〇〇市〇〇区〇〇丁目 就業先の住所を記載してください</td> </tr> </table>	名 称	〇〇〇〇 病院 就業先を記載してください	所在地	〇〇 市 〇〇 区 〇〇 丁目 就業先の住所を記載してください
名 称	〇〇〇〇 病院 就業先を記載してください				
所在地	〇〇 市 〇〇 区 〇〇 丁目 就業先の住所を記載してください				
業 務 内 容	<p>修学資金を借りた区分に応じて看護業務・保健師業務・助産師業務のいずれかを記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護業務（看護師、准看護師として修学資金を借りた場合） ・ 保健師業務（保健師として修学資金を借りた場合） ・ 助産師業務（助産師として修学資金を借りた場合） 				
就 業 期 間	<p style="text-align: center;">年 月 日 から 年 月 日まで</p> <p style="font-size: 2em;">（</p> <p style="text-align: center;">中断期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">中断理由 各年度の就業期間を記載してください(4月1日から翌年3月31日)</p> <p style="font-size: 2em;">）</p>				
就業事実の証明	<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">就業施設の長 印</p>				

注 借受時以降に改姓した場合は、（ ）書きで旧姓を記載すること。

返 還 免 除 申 請 書

年 月 日

北海道知事様

〒 ー

申請者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

（本人との関係 ）

次のとおり北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例第11条（第12条・第13条）の規定により修学資金の返還の全部の免除を受けたいので、同条例施行規則第15条第1項により関係書類を添えて申請します。

1 借 受 者 氏 名

2 免 除 申 請 額 円

3 申 請 の 理 由

4 添 付 書 類

注1 借受時以降に改姓した場合は、（ ）書きで旧姓を記載すること。

2 借受者以外の者が申請する場合は、本人との関係を記載すること。

3 申請の理由は詳細に記載すること

4 添付書類は申請の理由を証明する書類とすること。

返 還 債 務 の 履 行 猶 予 申 請 書

年 月 日

北海道知事 様

〒 ー

申請者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

次のとおり北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例第17条第3項（第4項）の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けたいので、同条例施行規則第18条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 未返還額 円
- 2 猶予期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 申請の理由
- 4 添付書類（申請の理由を証明する書類）

注1 借受時以降に改姓した場合は、氏名の後に（ ）書きで旧姓を記載すること。

2 申請の理由は詳細に記載すること。

3 添付書類は申請の理由を証明する書類とすること。

返 還 金（ 遅 延 利 息 ） 減 免 申 請 書

年 月 日

北海道知事様

〒 ー

申請者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

（本人との関係 ー）

次のとおり北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例第 18 条（第 19 条ただし書）の規定による返還の債務（遅延利息）の全部又は一部の免除を受けたいので、同条例施行規則（第 20 条において準用する）第 19 条第 1 項により関係書類を添えて申請します。

1 借 受 者 氏 名

2 借 受 金 額 円

3 返還額・遅延利息額 円

4 免 除 申 請 額 円

5 申 請 の 理 由

6 添 付 書 類

注 1 本人の申請が不可能な場合の申請者は、連帯保証人とする。

2 借受時以降に改姓した場合は、（ ）書きで旧姓を記載すること。

3 「5 申請の理由」は詳細に記載すること。

4 「6 添付書類」は申請の理由を証明する書類とすること。

卒 業 届

年 月 日

北海道知事 様

〒 ー
借受者 住 所 TEL () ー

氏 名

生年月日 年 月 日生

次のとおり、卒業しましたので届け出ます。

記

1 卒 業 施 設 名

2 卒 業 年 月 日 年 月 日

3 借受時養成施設名

4 卒業時の就業先

注 借受時の養成施設を卒業後、進学し卒業した場合に使用すること。

進 学 届

年 月 日

北海道知事 様

〒 ー
借受者 住 所 TEL () ー

氏 名

生年月日 年 月 日生

借受時養成施設名

次のとおり進学しましたので、北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則第6条の規定により、届け出ます。

記

- 1 施 設 名
- 2 施設所在地
- 3 就 学 期 間 自 年 月
至 年 月
- 4 添 付 書 類 在学証明書

借 受 者 住 所
連 帯 保 証 人 ・ 氏 名 変 更 届
本 籍
(当てはまるものに○印)

年 月 日

北海道知事 様

借受者 住 所 〒 -
TEL () -
氏 名
(旧姓)
生年月日 年 月 日生
出身学校名

次のとおり、変更しましたので届け出ます。

記

事 由	新	旧
氏 名	(ふりがな) (借受者との関係・職業 :)	
住 所	TEL () -	
本 籍		
添付書類		
変更理由		

注1 必要事項のみ記載すること。

2 氏名欄、住所欄の () は、連帯保証人の変更の場合に借受者との関係及び職業並びに電話番号を記載すること。

業 務 従 事 届

年 月 日

北海道知事 様

〒 ー
借受者 住 所
TEL () ー
氏 名
(旧姓)
生年月日 年 月 日生
出身学校名

次のとおり、業務に従事しましたので届け出ます。

記

- 1 従 事 先 所在地
施設名 TEL
- 2 従事開始年月日 年 月 日
- 3 免 許 保健師・助産師・看護師・准看護師免許
免許番号 第 号
登録年月日 年 月 日

上記のとおり従事していることを証明します。

年 月 日

就業施設の長

職印

注 免許の写しを添付すること。
看護師2年課程の借受者のある場合は、准看護師免許についても記載すること。

【記入例】

業 務 従 事 届

記入日を記入してください

2024年 4月 1日

北海道知事 様

借りた方の住所・氏名、電話番号、卒業した養成施設を記載してください

借受者 住 所 〒**060-8588**
札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁MS6号
TEL (**080**) 〇〇〇〇-〇〇〇〇
氏 名 **北海 花子**
(旧姓 **石狩**)
生年月日 **20〇〇年** 〇〇月 〇〇日生
出身学校名 〇〇〇〇**看護学校**

次のとおり、業務に従事しましたので届け出ます。

記

- 1 従 事 先 所在地 〇〇**市**〇〇**区**〇〇**丁目**
施設名 〇〇〇〇**病院** TEL **011**-〇〇〇〇-〇〇〇〇
- 2 従事開始年月日 **2024年** 〇〇月 〇〇日
- 3 免 許 保健師・助産師・**看護師**・准看護師免許
免許番号 第 〇〇〇〇〇〇 号 ※注
登録年月日 **2024年**〇〇月〇〇日

上記のとおり従事していることを証明します。

年 月 日

就業施設の長

職印

注 免許の写しを添付すること。
看護師2年課程の借受者の場合は、准看護師免許についても記載すること。

従 事 先 変 更 届

年 月 日

北海道知事 様

借受者 住 所 〒 -
TEL () -

氏 名
(旧姓)

生年月日 年 月 日生

出身学校名

次のとおり、業務の従事先を変更しましたので届け出ます。

記

新従事先 名 称

所在地

従事開始年月日 年 月 日

上記の者は、 年 月 日から当施設に在職していることを証明します。

年 月 日

新従事先施設の長

職印

注 変更前の看護業務従事状況報告書を添付すること。

修学資金辞退届

年 月 日

北海道知事 様

借受者 住 所 〒 -
TEL () -
氏 名

次のとおり北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例による修学資金の貸付を辞退したいので、届け出ます。

1 辞退する時期 年 月 日

〔 貸付決定期間 年 月 日から 年 月 日まで 〕

2 辞 退 理 由

休学（復学）届

年 月 日

北海道知事 様

〒 ー
借受者 住 所 TEL () ー

氏 名

生年月日 年 月 日生

次のとおり、休学（復学）したので届け出ます。

記

1 休学期間

2 休学理由

3 復学月日 年 月 日
※復学時記入

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

養成施設名

養成施設の長

職印

退 学 届

年 月 日

北海道知事 様

〒 ー
借受者 住 所
TEL () ー
氏 名

年 月 日退学したので届け出ます。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

養成施設名

養成施設の長

職印

Ⅲ 関係条例及び規則

北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例（令和3年3月31日条例第4号）

（目的）

第1条 この条例は、看護職員養成施設に在学する者で、将来道内において看護職員の業務に従事しようとするものに対し、その修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、道内における看護職員の養成及び確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）看護職員 保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。
- （2）看護職員養成施設 保健師養成施設、助産師養成施設、看護師養成施設及び准看護師養成施設をいう。
- （3）保健師養成施設 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。次号から第6号までにおいて「法」という。）第19条第1号の規定による指定を受けた学校及び同条第2号の規定による指定を受けた保健師養成所をいう。
- （4）助産師養成施設 法第20条第1号の規定による指定を受けた学校及び同条第2号の規定による指定を受けた助産師養成所をいう。
- （5）看護師養成施設 法第21条第1号の規定による指定を受けた大学、同条第2号の規定による指定を受けた学校及び同条第3号の規定による指定を受けた看護師養成所をいう。
- （6）准看護師養成施設 法第22条第1号の規定による指定を受けた学校及び同条第2号の規定による指定を受けた准看護師養成所をいう。
- （7）就業予定年数 別表第1の左欄に掲げる一般修学資金の貸付けを受けようとする年数（過去に一般修学資金（規則で定める一般修学資金を除く。）の貸付けを受けた者にあつては、その一般修学資金の貸付けを受けた年数と新たに一般修学資金の貸付けを受けようとする年数とを合算した年数）に応じて同表の当該右欄に定める年数をいう。
- （8）免除基準年数 別表第2の左欄に掲げる一般修学資金の貸付けを受けた年数（2以上の一般修学資金（規則で定める一般修学資金を除く。）の貸付けを受けた者にあつては、これらの一般修学資金の貸付けを受けた年数を合算した年数）に応じて同表の当該右欄に定める年数をいう。
- （9）特定市町村 人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。）が5万人未満の道内の市町村をいう。
- （10）道立保健所 北海道保健所条例（昭和23年北海道条例第16号）第1条第1項の規定により設置された保健所をいう。
- （11）特定施設 看護師及び准看護師の確保が特に必要な道内の施設であつて規則で定めるものをいう。
- （12）特定病院 特定施設のうち、看護職員の確保が困難と認められる地域に所在する病院であつて規則で定めるものをいう。
- （13）指定特定病院 特定病院のうち、看護職員の確保が特に困難と認められる地域に所在する病院であつて規則で定めるものをいう。

（修学資金の種類）

第3条 修学資金の種類は、一般修学資金、特別修学資金及び指定修学資金とする。

2 一般修学資金の種類は、保健師修学資金、助産師修学資金、看護師修学資金及び准看護師修学資金とする。

3 特別修学資金の種類は、助産師特別修学資金及び看護師特別修学資金とする。

4 指定修学資金の種類は、助産師指定修学資金及び看護師指定修学資金とする。

（一般修学資金の貸付けの対象）

第4条 一般修学資金の貸付けの対象は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 保健師修学資金 保健師養成施設に在学している者であって、当該保健師養成施設を卒業後1年以内に保健師として特定市町村又は道立保健所に勤務し、就業予定年数以上その業務に従事しようとするもの
 - (2) 助産師修学資金 助産師養成施設に在学している者であって、当該助産師養成施設を卒業後1年以内に助産師として道内の病院、診療所その他の施設に勤務し、就業予定年数以上その業務に従事しようとするもの
 - (3) 看護師修学資金 看護師養成施設に在学している者であって、当該看護師養成施設を卒業後1年以内に看護師として特定施設に勤務し、就業予定年数以上その業務に従事しようとするもの
 - (4) 准看護師修学資金 准看護師養成施設に在学している者であって、当該准看護師養成施設を卒業後1年以内に准看護師として特定施設に勤務し、就業予定年数以上その業務に従事しようとするもの
- (特別修学資金の貸付けの対象)

第5条 特別修学資金の貸付けの対象は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であって一般修学資金の貸付けを受けるものとする。

- (1) 助産師特別修学資金 前条第2号に定める者であって、当該助産師養成施設を卒業後1年以内に助産師として特定病院に勤務し、就業予定年数以上その業務に従事しようとするもの
 - (2) 看護師特別修学資金 前条第3号に定める者(看護師2年課程(保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)第4条第2項に規定する課程をいう。第7条第3項第2号において同じ。)の通信制の課程に在学している者を除く。)であって、当該看護師養成施設を卒業後1年以内に看護師として特定病院に勤務し、就業予定年数以上その業務に従事しようとするもの
- (指定修学資金の貸付けの対象)

第6条 指定修学資金の貸付けの対象は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であって特別修学資金の貸付けを受けるものとする。

- (1) 助産師指定修学資金 前条第1号に定める者であって、当該助産師養成施設を卒業後1年以内に助産師として指定特定病院に勤務し、就業予定年数以上その業務に従事しようとするもの
 - (2) 看護師指定修学資金 前条第2号に定める者であって、当該看護師養成施設を卒業後1年以内に看護師として指定特定病院に勤務し、就業予定年数以上その業務に従事しようとするもの
- (貸付けの条件)

第7条 修学資金の貸付期間は、その貸付けを受ける者の在学する看護職員養成施設の正規の修業年限以内とする。

2 一般修学資金の貸付金額は、月額3万6,000円とする。

3 特別修学資金の貸付金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 助産師特別修学資金 月額2万円

(2) 看護師特別修学資金 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 看護師養成施設の看護師2年課程以外の課程に在学する者 月額2万円

イ 看護師養成施設の看護師2年課程に在学する者 月額3万円

4 指定修学資金の貸付金額は、月額1万円とする。

5 修学資金は、無利子とする。

(貸付けの申請等)

第8条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人1人を定め、規則で定めるところにより知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、貸付けの可否、貸付期間及び貸付金額を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第9条 連帯保証人は、道内において独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 修学資金の貸付けの決定を受けた者(次条において「貸付決定者」という。)は、連帯保証人が欠けたとき又は破産手続開始の決定その他の事情によりその適性を失ったときは、新たな連帯保証人を定めて知事に届け出なければならない。

(貸付けの決定の取消し等)

第10条 知事は、貸付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消さなければならない。

- (1) 看護職員養成施設を退学したとき。
- (2) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (3) 疾病その他の理由により修学が困難であると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 知事は、貸付決定者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けた修学資金があるときは、その修学資金は、当該貸付決定者が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けたものとみなす。

(一般修学資金の返還の債務の免除)

第11条 知事は、一般修学資金の貸付けを受けた者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める一般修学資金に係る返還の債務を免除するものとする。

(1) 保健師修学資金の貸付けを受けた者が、保健師養成施設を卒業後1年(第17条第1項第2号に該当する期間及び疾病、負傷等やむを得ない理由の継続する期間があるときは、1年にこれらの期間を加えた期間。以下この条から第13条までにおいて同じ。)以内に保健師として特定市町村又は道立保健所に勤務した場合において、その業務に引き続き従事した期間(第17条第4項の規定により返還の債務の履行が猶予された者にあつては、当該業務に従事した期間を通算した期間。以下この条から第16条までにおいて同じ。)が免除基準年数に達したとき 保健師修学資金

(2) 助産師修学資金の貸付けを受けた者が、助産師養成施設を卒業後1年以内に助産師として道内の病院、診療所その他の施設に勤務した場合において、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達したとき 助産師修学資金

(3) 看護師修学資金の貸付けを受けた者が、看護師養成施設を卒業後1年以内に看護師として特定施設に勤務した場合において、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達したとき 看護師修学資金

(4) 准看護師修学資金の貸付けを受けた者が、准看護師養成施設を卒業後1年以内に准看護師として特定施設に勤務した場合において、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達したとき 准看護師修学資金

2 知事は、看護師修学資金の貸付けを受けた者(第17条第2項(第1号及び第2号に係る部分に限る。))の規定により看護師修学資金の返還の債務の履行が猶予された者に限る。)であつて保健師修学資金又は助産師修学資金の貸付けを受けたものが、前項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)の規定により保健師修学資金又は助産師修学資金の返還の債務の免除を受ける場合には、同項(第3号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、看護師修学資金の返還の債務を併せて免除するものとする。

3 知事は、准看護師修学資金の貸付けを受けた者(第17条第2項(第1号から第3号までに係る部分に限る。))の規定により准看護師修学資金の返還の債務の履行が猶予された者に限る。)であつて保健師修学資金、助産師修学資金又は看護師修学資金の貸付けを受けたものが、第1項(第4号に係る部分を除く。)の規定により保健師修学資金、助産師修学資金又は看護師修学資金の返還の債務の免除を受ける場合には、同項(第4

号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、准看護師修学資金の返還の債務を併せて免除するものとする。

4 知事は、一般修学資金の貸付けを受けた者が第1項各号に規定するところにより業務に従事する期間中に当該業務上の事由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなった場合は、その貸し付けた一般修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(特別修学資金の返還の債務の免除)

第12条 知事は、特別修学資金の貸付けを受けた者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める特別修学資金に係る返還の債務を免除するものとする。

(1) 助産師特別修学資金の貸付けを受けた者が、助産師養成施設を卒業後1年以内に助産師(助産師として勤務しないことについてやむを得ない場合として規則で定める場合にあつては、看護師)として特定病院(当該貸付けを受けた者に係る貸付けの決定の際又は当該貸付けを受けた者が勤務する際に特定病院であつた病院が特定病院でなくなった場合にあつては、当該病院を含む。次号及び第15条において同じ。)に勤務した場合において、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達したとき 助産師特別修学資金

(2) 看護師特別修学資金の貸付けを受けた者が、看護師養成施設を卒業後1年以内に看護師として特定病院に勤務した場合において、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達したとき 看護師特別修学資金

2 前項(第1号に係る部分に限る。)の規定により同号の規則で定める場合に該当して助産師特別修学資金の返還の債務を免除する場合における前条の規定の適用については、同条第1項第2号中「助産師として」とあるのは、「看護師として」とする。

3 前条第2項及び第4項の規定は、特別修学資金の返還の債務の免除について準用する。この場合において、同条第2項中「看護師修学資金」とあるのは「看護師特別修学資金」と、「第17条第2項(第1号及び第2号)」とあるのは「第17条第2項(第5号)」と、「保健師修学資金又は助産師修学資金」とあるのは「助産師特別修学資金」と読み替えるものとする。

(指定修学資金の返還の債務の免除)

第13条 知事は、指定修学資金の貸付けを受けた者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める指定修学資金に係る返還の債務を免除するものとする。

(1) 助産師指定修学資金の貸付けを受けた者が、助産師養成施設を卒業後1年以内に助産師(前条第1項第1号の規則で定める場合にあつては、看護師)として指定特定病院(当該貸付けを受けた者に係る貸付けの決定の際又は当該貸付けを受けた者が勤務する際に指定特定病院であつた病院が指定特定病院でなくなった場合にあつては、当該病院を含む。次号及び第16条において同じ。)に勤務した場合において、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達したとき 助産師指定修学資金

(2) 看護師指定修学資金の貸付けを受けた者が、看護師養成施設を卒業後1年以内に看護師として指定特定病院に勤務した場合において、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達したとき 看護師指定修学資金

2 第11条第2項及び第4項の規定は、指定修学資金の返還の債務の免除について準用する。この場合において、同条第2項中「看護師修学資金」とあるのは「看護師指定修学資金」と、「第17条第2項(第1号及び第2号)」とあるのは「第17条第2項(第7号)」と、「保健師修学資金又は助産師修学資金」とあるのは「助産師指定修学資金」と読み替えるものとする。

(一般修学資金の返還)

第14条 一般修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して1年(第17条第1項、第3項及び第4項の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、1年にその猶予された期間を加えた期間)以内に、月賦若しくは半年賦の均等払又は一括払の方法により、貸付けを受けた一般修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第10条第1項の規定により貸付けの決定が取り消されたとき。
- (2) 第11条第1項第1号に規定するところにより保健師養成施設を卒業後1年(第17条第1項第2号に該当する期間及び疾病、負傷等やむを得ない理由の継続する期間があるときは、1年にこれらの期間を加えた期間。次号から第5号までにおいて同じ。)以内に保健師として特定市町村又は道立保健所に勤務しなかったとき。
- (3) 第11条第1項第2号に規定するところにより助産師養成施設を卒業後1年以内に助産師(第12条第2項の規定の適用がある場合にあっては、看護師)として道内の病院、診療所その他の施設に勤務しなかったとき。
- (4) 第11条第1項第3号に規定するところにより看護師養成施設を卒業後1年以内に看護師として特定施設に勤務しなかったとき。
- (5) 第11条第1項第4号に規定するところにより准看護師養成施設を卒業後1年以内に准看護師として特定施設に勤務しなかったとき。
- (6) 第11条第1項第1号に規定するところにより保健師として特定市町村又は道立保健所に勤務した場合であって、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達しないうちにその業務に従事しなくなったとき(同条第4項に該当する場合を除く。)
- (7) 第11条第1項第2号に規定するところにより助産師(第12条第2項の規定の適用がある場合にあっては、看護師)として道内の病院、診療所その他の施設に勤務した場合であって、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達しないうちにその業務に従事しなくなったとき(第11条第4項に該当する場合を除く。)
- (8) 第11条第1項第3号に規定するところにより看護師として特定施設に勤務した場合であって、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達しないうちにその業務に従事しなくなったとき(同条第4項に該当する場合を除く。)
- (9) 第11条第1項第4号に規定するところにより准看護師として特定施設に勤務した場合であって、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達しないうちにその業務に従事しなくなったとき(同条第4項に該当する場合を除く。)
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、一般修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(特別修学資金の返還)

第15条 特別修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して1年(第17条第1項、第3項及び第4項の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、1年にその猶予された期間を加えた期間)以内に、月賦若しくは半年賦の均等払又は一括払の方法により、貸付けを受けた特別修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第10条第1項の規定により貸付けの決定が取り消されたとき。
- (2) 第12条第1項第1号に規定するところにより助産師養成施設を卒業後1年(第17条第1項第2号に該当する期間及び疾病、負傷等やむを得ない理由の継続する期間があるときは、1年にこれらの期間を加えた期間。次号において同じ。)以内に助産師(第12条第1項第1号の規則で定める場合にあっては、看護師)として特定病院に勤務しなかったとき。
- (3) 第12条第1項第2号に規定するところにより看護師養成施設を卒業後1年以内に看護師として特定病院に勤務しなかったとき。
- (4) 第12条第1項第1号に規定するところにより助産師(同号の規則で定める場合にあっては、看護師)として特定病院に勤務した場合であって、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達しないうちにその業務に従事しなくなったとき(同条第3項において準用する第11条第4項に該当する場合を除く。)
- (5) 第12条第1項第2号に規定するところにより看護師として特定病院に勤務した場合であって、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達しないうちにその業務に従事しなくなったとき(同条第3項において準用する第11条第4項に該当する場合を除く。)

(6) 前各号に掲げる場合のほか、特別修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(指定修学資金の返還)

第16条 指定修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して1年(次条第1項、第3項及び第4項の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、1年にその猶予された期間を加えた期間)以内に、月賦若しくは半年賦の均等払又は一括払の方法により、貸付けを受けた指定修学資金を返還しなければならない。

(1) 第10条第1項の規定により貸付けの決定が取り消されたとき。

(2) 第13条第1項第1号に規定するところにより助産師養成施設を卒業後1年(次条第1項第2号に該当する期間及び疾病、負傷等やむを得ない理由の継続する期間があるときは、1年にこれらの期間を加えた期間。次号において同じ。)以内に助産師(第12条第1項第1号の規則で定める場合にあっては、看護師)として指定特定病院に勤務しなかつたとき。

(3) 第13条第1項第2号に規定するところにより看護師養成施設を卒業後1年以内に看護師として指定特定病院に勤務しなかつたとき。

(4) 第13条第1項第1号に規定するところにより助産師(第12条第1項第1号の規則で定める場合にあっては、看護師)として指定特定病院に勤務した場合であつて、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達しないうちにその業務に従事しなくなつたとき(第13条第2項において準用する第11条第4項に該当する場合を除く。)

(5) 第13条第1項第2号に規定するところにより看護師として指定特定病院に勤務した場合であつて、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達しないうちにその業務に従事しなくなつたとき(同条第2項において準用する第11条第4項に該当する場合を除く。)

(6) 前各号に掲げる場合のほか、指定修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(返還の債務の履行の猶予)

第17条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者(以下この条及び次条において「借受者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、貸し付けた修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1) 第10条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消された後も引き続き看護職員養成施設に在学しているとき その在学している期間

(2) 看護職員養成施設を卒業後、他の看護職員養成施設又は大学院(学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条の規定に基づく大学院であつて、看護に関する専門知識を修得するための修士課程に限る。)に在学しているとき その在学している期間

2 知事は、借受者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該場合に該当する期間、当該各号に定める修学資金(規則で定める修学資金を除く。)に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1) 第11条第1項第1号に規定するところにより業務に従事しているとき 保健師
修学資金、看護師修学資金及び准看護師修学資金

(2) 第11条第1項第2号に規定するところにより業務に従事しているとき 助産師
修学資金、看護師修学資金及び准看護師修学資金

(3) 第11条第1項第3号に規定するところにより業務に従事しているとき 看護師
修学資金及び准看護師修学資金

(4) 第11条第1項第4号に規定するところにより業務に従事しているとき 准看護師
修学資金

(5) 第12条第1項第1号に規定するところにより業務に従事しているとき 助産師
修学資金、看護師修学資金及び准看護師修学資金並びに助産師特別修学資金及び看護師特別修学資金

- (6) 第12条第1項第2号に規定するところにより業務に従事しているとき 看護師
修学資金及び准看護師修学資金並びに看護師特別修学資金
- (7) 第13条第1項第1号に規定するところにより業務に従事しているとき 助産師
修学資金、看護師修学資金及び准看護師修学資金、助産師特別修学資金及び看護師特
別修学資金並びに助産師指定修学資金及び看護師指定修学資金
- (8) 第13条第1項第2号に規定するところにより業務に従事しているとき 看護師
修学資金及び准看護師修学資金、看護師特別修学資金並びに看護師指定修学資金
- 3 知事は、借受者が災害、疾病その他のやむを得ない理由により貸付けを受けた修学
資金の返還の債務を履行することが困難になったと認められる場合には、必要と認め
る期間、当該債務の履行を猶予することができる。
- 4 知事は、借受者が疾病その他やむを得ない理由により第11条第1項第1号から第4
号まで、第12条第1項第1号若しくは第2号又は第13条第1項第1号若しくは第2
号に規定するところによる業務を中断する場合において、当該中断の生じた日から1
年（当該中断が当該借受者の出産又は当該借受者の子の養育に係る休業のためである
ときは、知事が認める期間）以内に再び当該業務に従事することが確実であると認め
られるときは、当該業務を中断する期間、貸し付けた修学資金の返還の債務の履行を
猶予することができる。

(返還の債務の減免)

第18条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金
の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 第11条第1項第1号から第4号まで、第12条第1項第1号若しくは第2号又は
第13条第1項第1号若しくは第2号に規定するところにより業務に従事した場合に
おいて、当該業務に引き続き従事した期間（前条第4項の規定により返還の債務の履
行が猶予された者にあつては、当該業務に従事した期間を通算した期間）が修学資金
の貸付けを受けた年数以上のとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 災害、疾病その他のやむを得ない理由により貸付けを受けた修学資金の返還の債
務を履行することが困難になったと認められるとき。

(遅延利息)

第19条 知事は、第14条から第16条までの規定により貸付けを受けた一般修学資金、
特別修学資金及び指定修学資金を返還すべき者が、その返還期限までに返還金の全部又
は一部を返還しなかった場合には、当該返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、
その返還されていない額につき年14.5パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収す
る。ただし、特別の事情があると知事が認めるときは、その遅延利息の全部又は一部を
免除することができる。

(規則への委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例及び北海道看護職員養成修学資金
貸付条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
- (1) 北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例（昭和36年北海道条例第84
号）
- (2) 北海道看護職員養成修学資金貸付条例（昭和38年北海道条例第19号）
(北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例（以
下「旧看護学院等修学資金条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施
行日」という。）前に旧看護学院等修学資金条例の規定により貸し付けられた旧修学資

金（旧看護学院等修学資金条例第1条に規定する修学資金をいう。次項において同じ。）については、なおその効力を有する。

4 施行日前に旧看護学院等修学資金条例の規定により旧修学資金の貸付けを受けた者であって施行日以後においても引き続き同一の看護職員養成施設の課程に在学するもの（これに準ずる者として規則で定める者を含む。）がその修学の継続のために資金の貸付けを必要とする場合には、当該者が当該看護職員養成施設の課程に在学している間、旧修学資金の貸付けを受けるものとする。この場合において、当該旧修学資金の貸付け及びこの項の規定により貸付けを受けた当該旧修学資金については、旧看護学院等修学資金条例の規定は、なおその効力を有する。

5 前項に規定する者については、同項に規定する間、この条例の規定は、適用しない。
（北海道看護職員養成修学資金貸付条例の廃止に伴う経過措置）

6 附則第2項の規定による廃止前の北海道看護職員養成修学資金貸付条例（以下「旧修学資金条例」という。）の規定は、施行日前に旧修学資金条例の規定により貸し付けられた旧修学資金（旧修学資金条例第1条に規定する修学資金をいう。次項において同じ。）については、なおその効力を有する。

7 施行日前に旧修学資金条例の規定により旧修学資金の貸付けを受けた者であって施行日以後においても引き続き同一の看護職員養成施設の課程に在学するもの（これに準ずる者として規則で定める者を含む。）がその修学の継続のために資金の貸付けを必要とする場合には、当該者が当該看護職員養成施設の課程に在学している間、旧修学資金の貸付けを受けるものとする。この場合において、当該旧修学資金の貸付け及びこの項の規定により貸付けを受けた当該旧修学資金については、旧修学資金条例の規定は、なおその効力を有する。

8 前項に規定する者については、同項に規定する間、この条例の規定は、適用しない。
（規則への委任）

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（検討）

10 知事は、施行日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

11 住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

（略）

別表第1（第2条関係）

貸付けを受けようとする年数	就業予定年数
1年	2年
2年	3年
3年	5年
4年	6年
5年	8年
6年	9年
7年	11年

別表第2（第2条関係）

貸付けを受けた年数	免除基準年数
1年	2年
2年	3年
3年	5年
4年	6年

5 年	8 年
6 年	9 年
7 年	11 年

○北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則（令和3年3月31日規則第28号）

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例（令和3年北海道条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第7号の規則で定める一般修学資金）

第2条 条例第2条第7号の規則で定める一般修学資金は、次のとおりとする。

- (1) 助産師修学資金の貸付けを受けようとする者が貸付けを受けた保健師修学資金
- (2) 保健師修学資金の貸付けを受けようとする者が貸付けを受けた助産師修学資金
- (3) 条例第11条の規定により返還の債務を免除された一般修学資金
- (4) 条例第14条の規定により返還しなければならないこととされた一般修学資金（返還が終了した一般修学資金を含む。）

（条例第2条第8号の規則で定める一般修学資金）

第3条 条例第2条第8号の規則で定める一般修学資金は、次のとおりとする。

- (1) 条例第11条の規定により返還の債務を免除された一般修学資金
- (2) 条例第14条第2号に該当する事由が生じた者が貸付けを受けた保健師修学資金
- (3) 条例第14条第3号に該当する事由が生じた者が貸付けを受けた助産師修学資金
- (4) 条例第14条第4号に該当する事由が生じた者が貸付けを受けた看護師修学資金
- (5) 条例第17条第1項第2号に該当することとなる前に条例第14条の規定により返還しなければならないこととされた一般修学資金（返還が終了した一般修学資金を含む。）

（特定施設）

第4条 条例第2条第11号の規則で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 病床数が400床未満の病院（札幌市、函館市及び旭川市に所在する病院を除く。）
- (2) 診療所
- (3) 介護老人福祉施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設をいう。）
- (4) 介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）
- (5) 介護医療院（介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。）
- (6) 指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）
- (7) 指定介護予防訪問看護事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第63条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業所をいう。）

（特定病院）

第5条 条例第2条第12号の規則で定める病院は、北海道立江差病院、J A北海道厚生連俱知安厚生病院、深川市立病院、苫小牧市立病院、総合病院浦河赤十字病院、名寄市立総合病院、北海道社会事業協会富良野病院、北海道立羽幌病院、留萌市立病院、J A北海道厚生連網走厚生病院、広域紋別病院、J A北海道厚生連遠軽厚生病院、市立根室病院及び町立中標津病院とする。

（指定特定病院）

第6条 条例第2条第13号の規則で定める病院は、J A北海道厚生連網走厚生病院、広域紋別病院及びJ A北海道厚生連遠軽厚生病院とする。

（貸付けの申請）

第7条 条例第8条第1項の規定による申請は、別記第1号様式の申請書を修学資金の貸付けを受けようとする年度ごとに知事に提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、前年度に引き続き修学資金の貸付けを受けようとする者（新たに特別修学資金又は指定修学資金の貸付けを受けようとする者を除く。）については、第2号及び第4号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 修学資金の貸付けを受けようとする者の在学する看護職員養成施設の長の推薦書
- (2) 誓約書（別記第2号様式）
- (3) 身上申告書（別記第3号様式）
- (4) 住民票の写し

（貸し付けない旨の通知）

第8条 知事は、条例第8条第2項の規定により修学資金を貸し付けないことを決定した者に対しては、理由を付してその旨を通知するものとする。

（修学資金の交付及び借用証書）

第9条 修学資金は、条例第8条第2項の規定により貸付けの決定を受けた者（次項において「貸付決定者」という。）の在学期間中、毎月交付する。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を併せて交付することを妨げない。

2 貸付決定者は、修学資金の全部の貸付けが終了したとき又は条例第10条第1項の規定により貸付けの決定が取り消されたときは、別記第4号様式の借用証書を知事に提出しなければならない。

（返還明細書）

第10条 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該事由の生じた日から起算して20日以内に別記第5号様式の返還明細書を知事に提出しなければならない。

- (1) 条例第14条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 条例第15条各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 条例第16条各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 条例第18条の規定により修学資金の返還の債務の一部が免除されたとき。

2 借受者は、前項の規定により提出した返還明細書の内容を変更しようとするときは、別記第6号様式の変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

（届出）

第11条 借受者又は連帯保証人は、貸付けを受けた修学資金の返還が終了するまでの間又は返還の債務が免除されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、知事にその旨を届け出なければならない。

- (1) 借受者又は連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。
- (2) 借受者が修学資金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき。
- (3) 借受者が休学し、若しくは停学の処分を受け、又は復学したとき。
- (4) 借受者が看護職員養成施設を変更し、退学し、卒業し、又は修了したとき。
- (5) 借受者が看護職員として業務に従事したとき。
- (6) 借受者が勤務場所を変更し、又は看護職員として業務に従事しなくなったとき。
- (7) 借受者が条例第17条第1項各号のいずれかに掲げる場合に該当するとき。
- (8) 借受者が条例第17条第2項各号のいずれかに掲げる場合に該当するとき。

2 借受者が死亡したときは、その連帯保証人又は遺族は、死亡診断書又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本を添えて、速やかに、知事にその旨を届け出なければならない。

（業務従事状況報告）

第12条 借受者は、看護職員養成施設を卒業後、条例第11条（条例第12条第3項及び第13条第2項において準用する場合を含む。第15条において同じ。）、第12条第1項又は第13条第1項の規定により修学資金の返還の債務が免除されるまでの間、毎年3月末日における業務に従事している状況を別記第7号様式の報告書により、当該年の4月15日までに知事に報告しなければならない。

（在職期間の計算）

第13条 条例第11条第1項各号、第12条第1項各号又は第13条第1項各号に規定するところにより業務に従事した期間（第19条第4項において「在職期間」という。）の計算については、借受者が当該業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。

（条例第12条第1項第1号の規則で定める場合）

第14条 条例第12条第1項第1号の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 特定病院において助産師としての職員の募集が行われていない場合
- (2) 専ら特定病院の事情により助産師として勤務することができなくなった場合
(返還の債務の免除)

第15条 条例第11条、第12条第1項又は第13条第1項の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、別記第8号様式の申請書に条例第11条、第12条第1項又は第13条第1項の規定に該当することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、条例第11条、第12条第1項又は第13条第1項の規定に該当するときは、修学資金の返還の債務を免除することを決定するものとする。

3 知事は、条例第11条、第12条第1項又は第13条第1項の規定により修学資金の返還の債務を免除することを決定した者に対してはその旨を、条例第11条、第12条第1項又は第13条第1項の規定に該当しない者に対しては理由を付してその旨を、それぞれ通知するものとする。

(返還金等の納付)

第16条 条例第14条から第16条までの規定による修学資金の返還及び条例第19条の規定による遅延利息の納付は、知事が発する納入通知書により、指定の期日までに納付するものとする。

(条例第17条第2項の規則で定める修学資金)

第17条 条例第17条第2項の規則で定める修学資金は、同条第1項第2号に該当することとなる前に条例第14条から第16条までの規定により返還しなければならないとされた修学資金とする。

(返還の債務の履行の猶予)

第18条 条例第17条第3項又は第4項の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、別記第9号様式の申請書に同条第3項又は第4項の規定に該当することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、修学資金の返還の債務の履行を猶予するかどうかを決定するものとする。

3 知事は、条例第17条第3項又は第4項の規定により修学資金の返還の債務の履行を猶予することを決定した者に対してはその旨を、修学資金の返還の債務の履行を猶予しないことを決定した者に対しては理由を付してその旨を、それぞれ通知するものとする。

(返還の債務の減免)

第19条 条例第18条の規定により修学資金の返還の債務の全部又は一部の免除を受けようとする者は、別記第10号様式の申請書に同条の規定に該当することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除するかどうかを決定するものとする。

3 知事は、条例第18条の規定により修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することを決定した者に対してはその旨を、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除しないことを決定した者に対しては理由を付してその旨を、それぞれ通知するものとする。

4 条例第18条(第1号に係る部分に限る。)の規定により免除することができる修学資金の返還の債務の額は、借受者の在職期間を当該借受者が修学資金の貸付けを受けた期間(条例第10条第2項の規定により修学資金の貸付けが停止された期間を除く。)の2分の5に相当する期間で除して得た数値を当該借受者の修学資金の返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(遅延利息の減免)

第20条 前条第1項から第3項までの規定は、条例第19条ただし書の規定による遅延利息の全部又は一部の免除について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則(昭和37年北海道規則第52号)

(2) 北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則(昭和38年北海道規則第143号)

(北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則(次項において「旧看護学院等修学資金規則」という。)の規定は、旧修学資金(条例附則第3項に規定する旧修学資金をいう。次項において同じ。)については、なおその効力を有する。

4 旧看護学院等修学資金規則の規定は、条例附則第4項の規定による旧修学資金の貸付け及び同項の規定により貸付けを受けた旧修学資金については、なおその効力を有する。

5 条例附則第4項の規則で定める者は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第1号の規定による指定を受けた大学に在学し看護師になるのに必要な学科を修めようとする者であって、当該大学において1年以上同法第19条第1号に規定する保健師になるのに必要な学科又は同法第20条第1号に規定する助産に関する学科を修めようとする者とする。

(北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

6 附則第2項の規定による廃止前の北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則(次項において「旧修学資金規則」という。)の規定は、旧修学資金(条例附則第6項に規定する旧修学資金をいう。次項において同じ。)については、なおその効力を有する。

7 旧修学資金規則の規定は、条例附則第7項の規定による旧修学資金の貸付け及び同項の規定により貸付けを受けた旧修学資金については、なおその効力を有する。

8 条例附則第7項の規則で定める者は、保健師助産師看護師法第21条第1号の規定による指定を受けた大学に在学し看護師になるのに必要な学科を修めようとする者であって、当該大学において1年以上同法第19条第1号に規定する保健師になるのに必要な学科又は同法第20条第1号に規定する助産に関する学科を修めようとする者とする。

(住民基本台帳法施行条例施行規則の一部改正)

9 住民基本台帳法施行条例施行規則(平成23年北海道規則第8号)の一部を次のように改正する。

(略)

北海道保健福祉部
地域医療推進局医務薬務課看護政策係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

代表電話 011-231-4111
内線 25-364